

令和8年文化財防火運動の実施について

この運動は、文化財を火災等の災害から守り、国民的財産として永久に保存するため、市民の文化財愛護意識の高揚を図るとともに、文化財所有者施設等における火災危険の排除と防火対策の確立を図ることを目的として実施するものです。

1 実施期間

令和8年1月26日（月）の文化財防火デーを中心に実施

2 主な関連事業

(1) 防火査察の実施

文化財防火デーを中心に管内の社寺等の防火査察を実施

(2) 消防訓練の実施（消防署、消防団、関係者等合同訓練）

ア 東消防署管内

1月25日（日）※ 時間調整中 興禅寺（多門院）

イ 西消防署管内

1月25日（日）9：30～ 池姫神社（布敷）

(3) 広報活動等の実施

文化財の防火に関する各種広報活動を実施（巡回広報・ポスター掲示）



第72回「文化財防火デー」ポスター

